

未来の農業を拓く海外販路構築支援事業実施要領

平成31年4月1日付け農流第9号農産物流通課長通知

最終改正 令和8年3月27日付け農流第376号農産物流通課長通知

(趣旨)

第1 本事業は、少子高齢化により農産物の国内需要の低下が懸念される中、県内の農畜水産業者等による新たな国・地域や品目の海外販路の確立に向けた自主的な取組を支援することにより、県産農畜水産物の輸出促進を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2 本事業の事業実施主体は、以下に該当する者又は団体を対象とする。

- (1) 県内に住所又は本社若しくは事務所を有する者。
- (2) 農畜水産業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、食品等事業者（食品を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、販売する者若しくは法人）、流通事業者、または、そのいずれかが含まれるグループ（上記の者3人以上で構成され代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る）。

(補助対象経費等)

第3 本事業の補助対象経費は、新たな品目又は新たな国・地域への輸出拡大に着手した日から3年以内
に実施する事業に係る経費とし、その範囲は別表1に定めるところによる。

(補助対象品目)

第4 本事業の補助対象品目は、県内で生産された農畜水産物又はこれを主な原料とする加工品のうち、海外において新たに販路の開拓又は販売の拡大を目指す品目とする。

(事業の実施期間)

第5 本事業の実施期間は、4月1日から3月31日までとする。

(目標年度)

第6 本事業の目標年度は、本事業実施年度の翌々年度とする。

(事業実施の手続き)

第7 事業実施主体は、本事業を実施しようとするとき、別記様式第1号により事業実施計画承認申請書を提出するものとする。

2 知事は、当該実施計画の内容が適正であると認められる場合は、別記様式第2号により承認するものとする。

3 事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、以下の重要な変更が生じる場合は、1及び2に準じて行う。

(1) 経費の配分の変更

30%を超える事業費の変更

(2) 事業内容の変更

ア 事業実施主体の変更

イ 事業の中止又は廃止

(評価基準)

第8 知事は事業実施計画の承認に当たり、原則として、評価基準に基づく計画の評価ポイントの合計値(以下、「総ポイント数」という。)が高い順から承認することとし、同一ポイント数の場合は、補助金額の少ない者から承認することとする。

(助成)

第9 知事は、県予算の範囲内において、輸出に取り組み始めて3年以内の者については補助対象経費の2分の1以内の額を、その他の者については3分の1以内の額を岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱(平成18年3月31日農政第294号農政部長通知)に定めるところにより補助するものとする。

2 補助の上限額は、1事業実施主体あたり1,000千円とする。

(助言又は指導)

第10 知事は事業実施主体に対し、本事業に関して必要な助言又は指導を行うことができるものとする。

(報告)

第11 事業実施主体は、事業の実績について、別記様式第3号により事業実施年度の翌年度の5月31日までに知事に報告するものとする。

2 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度まで、各年度の実施状況について、別記様式第4号により、翌年度の5月31日までに知事に報告するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、事業推進に必要な事項については、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。令和3年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。令和4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年3月26日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。令和6年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年3月27日から施行し、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。令和7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。